

「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 定義及び基本方針	第 1 章 定義及び基本方針
<p>(定義)</p> <p>1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(35) (省 略)</p> <p>(36) 無形資産 措置法第 66 条の 4 第 7 項第 2 号に規定する無形資産をいう。</p> <p>(37)～(45) (省 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(35) (同 左)</p> <p>(36) 無形資産 措置法第 66 条の 4 第 7 項第 2 号に規定する無形資産のうち<u>重要な価値のあるものをいう。</u></p> <p>(37)～(45) (同 左)</p>
第 3 章 調査	第 3 章 調査
<p>(調査の方針)</p> <p>3-1 調査に当たっては、<u>措置法通達 66 の 4 (3)-3 (比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</u>に掲げる諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、形式的な検討に陥ることなく個々の取引実態に即した<u>検討を行って移転価格税制上の問題の有無を的確に判断する。</u>この場合においては、<u>当該国外関連取引を行った法人が当該国外関連取引を行うこと以外に選ぶことのできる合理的な他の選択肢の条件と比べて当該国外関連取引の条件が当該法人の事業目的に照らして明らかに不利な条件になっていないか</u><u>配意するとともに、例えば次の事項に配意して当該国外関連取引を検討する。</u></p> <p>(1) 法人の国外関連取引に係る売上総利益率又は営業利益率等(以下「利益率等」という。)が、同様の市場における非関連者間取引のうち、規模、取引段階その他の内容が類似する取引に係る利益率等に比べて過少となっていないか。</p> <p>(2) 法人の国外関連取引に係る利益率等が、当該国外関連取引に係る事業と同</p>	<p>(調査の方針)</p> <p>3-1 調査に当たっては、移転価格税制上の問題の有無を的確に判断するために、<u>例えば次の事項に配意して国外関連取引を検討することとする。</u>この場合においては、<u>形式的な検討に陥ることなく個々の取引実態に即した検討を行うことに配意する。</u></p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>種で、規模、取引段階その他の内容が類似する事業を営む非関連者である他の法人の当該事業に係る利益率等に比べて過少となっていないか。</p> <p>(3) 法人及び国外関連者が国外関連取引において果たす機能又は負担するリスク等を勘案した結果、当該法人の当該国外関連取引に係る利益が、当該国外関連者の当該国外関連取引に係る利益に比べて相対的に過少となっていないか。</p>	<p>(3) (同 左)</p>
<p><u>(金融取引)</u></p> <p>3-7 <u>法人と国外関連者との間で行われた金銭の貸借取引その他の金融取引（以下「金融取引」という。）について調査を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、措置法通達66の4(3)-3に掲げる諸要素等に基づいて、当該金融取引の通貨、時期、期間その他の当該金融取引の内容等を的確に把握し、移転価格税制上の問題の有無を検討する。</u></p> <p><u>(1) 法人と国外関連者との間で行われた金銭の貸借取引について調査を行う場合には、措置法通達66の4(8)-5（金銭の貸付け又は借入れの取扱い）の諸要因に配慮すること。</u></p> <p><u>(注)1 基本通達9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。</u></p> <p><u>2 国外関連取引において返済期日が明らかでない場合には、当該金銭貸借の目的等に照らし、金銭貸借の期間を合理的に算定する。</u></p> <p><u>(2) 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等（一方の者による他方の者の債務の保証その他これに類する行為をいう。以下同じ。）について調査を行う場合には、当該債務保証等の対象である債務の性質及び範囲並びに当該債務保証等が当該法人又は当該国外関連者に与える影響に配慮すること。</u></p> <p><u>(注) 債務保証等が法人又は国外関連者に与える影響について検討する場合には、例えば、債務保証等を行った一方の者が、当該債務保証等の対象</u></p>	<p><u>(金銭の貸借取引)</u></p> <p>3-7</p> <p>金銭の貸借取引について調査を行う場合には、次の点に留意する。</p> <p><u>(1) 基本通達9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 国外関連取引において返済期日が明らかでない場合には、当該金銭貸借の目的等に照らし、金銭貸借の期間を合理的に算定する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>である債務の主たる債務者である他方の者がその債務を履行しない場合に当該他方の者に代わってその履行をする法的な責任を負っているかどうか、当該債務保証等により当該他方の者の信用力が増しているかどうかを検討する。</u></p> <p>(3) <u>金融取引に関連して、法人及び国外関連者が属する企業グループのキャッシュ・フロー、支払能力及び為替リスクの管理並びに資金の調達及び運用その他の財務上の活動（これらの活動に付随して行われる利害関係者間の調整、代理その他の活動を含む。）を当該法人又は当該国外関連者が行っている場合の当該活動の取扱いについて検討を行うに当たっては、3-10及び3-11の取扱いも踏まえて行うこと。</u></p> <p><u>(注) 当該活動を通じて移転される当該法人及び当該国外関連者の資金残高を含む当該活動に係る全体の状況に配意し、当該活動を通じて当該法人及び当該国外関連者が意図的に協調することにより生ずる当該企業グループ内の相互作用により当該法人及び当該国外関連者の支払うべき利息の減少又は受け取るべき利息の増加その他の便益（以下「相互作用による共通便益」という。）が生じているかどうかの検討も行うことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項)</u></p> <p>3-8 <u>金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合には、3-7による検討を踏まえ、次に掲げる事項に留意し、4-1に基づき金融取引の対価の額が最も適切な方法（措置法第66条の4第2項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下同じ。）により算定されているか検討する。</u></p> <p>(1) <u>金融取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標（以下「市場金利等」という。）で当該金融取引と通貨、</u></p>	<p><u>(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)</u></p> <p>3-8 <u>法人及び国外関連者が共に業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについて調査を行うときは、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。</u></p> <p>(1) <u>国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率</u></p>

改正後	改正前
<p><u>時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより当該金融取引に係る比較対象取引を想定することができる</u> <u>ときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることが</u> <u>できること。</u></p> <p>(2) <u>取引の当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標（以下「信用格付等」という。）を用いることができること。</u></p> <p>(注) 1 <u>例えば、金銭の貸借取引の借手が企業グループに属している事実のみを理由として、当該借手に当該事実がなかったとした場合の信用格付等と比較して高い信用格付等が与えられるときのように、取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付随的な便益（以下「付随的便益」という。）が生じている場合があるが、当該付随的便益自体に対価が発生するものではないことに留意する。</u></p> <p>2 <u>信用格付等を基に取引の当事者に係る信用力の比較可能性を判断する場合には、法人又は国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付等を基に判断するのではなく、付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付等を基に判断することに留意する。</u></p>	<p>(2) <u>国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率</u></p> <p>(3) <u>国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率</u></p> <p>(注) 1 <u>(1)、(2)及び(3)に掲げる利率を用いる方法の順に、独立企業原則に即した結果が得られることに留意する。</u></p> <p>2 <u>(2)に掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、(2)の同様の状況の下での借入れに該当するときは、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 例えば、金銭の貸借取引に係るリスクを管理するための能力を有していない、又は意思決定の機能を果たしていない、単に資金の提供を行うだけの貸手に対して借手が対価を支払う場合には、銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他スプレッド（一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。以下3-8において同じ。）をいい、当該一方の者が当該信用リスクを引き受ける場合の管理費用その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分を含む。以下3-8において同じ。）が零の、又は概ね零に近い市場金利等（以下「リスクフリー利率」という。）を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができること。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(4) リスクフリー利率にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いることができること。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(5) 非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われる取引に依拠しない指標は、市場金利等には該当しないこと。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(注) 法人が現実に行われる取引に依拠しない指標を用いて想定した取引を比較対象取引として国外関連取引に係る対価の額を算定している場合であっても、そのことのみをもって当該国外関連取引について措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合に該当することにはならないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(6) 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等については、例えば、次に掲げる事項を勘案して想定した取引を比較対象取引とすることができること。</u></p> <p><u>イ 債務保証等の対象である債務の主たる債務者が、当該債務保証等が行われていないとした場合と当該債務保証等が行われた場合のそれぞれにおい</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>て当該債務に係る債権者に対して支払うべき利息その他これに類する支払いに係る利率等の差</u></p> <p><u>ロ 債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に当該債務保証等を行った者が負担すべき損失の額（当該債務の不履行が生ずる確率を勘案して算定される損失の額をいう。）の当該債務の額に対する割合</u></p> <p><u>ハ 一方の者が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた第三者の信用状態に係る事由（債務の不履行その他これに類する事由をいう。）が生じた場合に、他方の者が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引に係るスプレッドのうち当該債務保証等の対象となる債務に係る信用リスクと同様の信用リスクに相当するもの</u></p> <p><u>(7) 金融取引に関連する財務上の活動について独立企業間価格の検討を行う場合において、3-7(3)の検討により相互作用による共通便益が生じていると認められるときは、当該相互作用による共通便益の額が独立企業原則に即して当該法人及び当該国外関連者に適切に配分されているか検討する必要があること。</u></p> <p><u>(注) 相互作用による共通便益の額が独立企業原則に即して法人及び国外関連者に適切に配分されているかどうかは、例えば、当該法人及び当該国外関連者それぞれの当該相互作用による共通便益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因に応じて配分されているかどうかにより検討することができることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(費用分担契約)</p> <p><u>3-15 費用分担契約とは、契約の当事者が、それぞれの行う事業において生ずる収益の増加、費用の減少その他の便益を得ることを目的として、無形資産又は有形資産の開発、生産又は取得及び役務の開発、提供又は受領を共同で行うこと（以下「共同活動」という。）を約し、当該共同活動への貢献（当該共同活動に係るリスクの引受け及び費用の負担を含む。以下同じ。）を分担して</u></p>	<p>(費用分担契約)</p> <p><u>3-15 費用分担契約とは、特定の無形資産を開発する等の共通の目的を有する契約当事者（以下「参加者」という。）間で、その目的の達成のために必要な活動（以下「研究開発等の活動」という。）に要する費用を、当該研究開発等の活動から生ずる新たな成果によって各参加者において増加すると見込まれる収益又は減少すると見込まれる費用（以下「予測便益」という。）の各参加者</u></p>

改正後	改正前
<p>行うことを定める契約をいう。</p> <p><u>(注) 1 例えば、新製品の製造技術の開発に当たり、契約の当事者のそれぞれが、当該製造技術の持分を取得するとともに当該持分に基づいて製造する当該新製品の販売によって生ずる収益を得ることを目的として、当該製造技術を共同で開発することを約し、開発計画の策定又は進捗管理、開発業務の遂行、ノウハウ等の無形資産の提供その他の当該共同開発への貢献を分担して行うことを定める契約は費用分担契約に該当する。</u></p> <p><u>2 個々の契約が費用分担契約に該当するか否かを判断するに当たっては、当該個々の契約に係る契約書において「費用分担契約」の用語が記載されているか否かを問わない。</u></p>	<p><u>の予測便益の合計額に対する割合（以下「予測便益割合」という。）によって分担することを取り決め、当該研究開発等の活動から生ずる新たな成果の持分を各参加者のそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約をいい、例えば、新製品の製造技術の開発に当たり、法人及び国外関連者のそれぞれが当該製造技術を用いて製造する新製品の販売によって享受するであろう予測便益を基礎として算定した予測便益割合を用いて、当該製造技術の開発に要する費用を法人と国外関連者との間で分担することを取り決め、当該製造技術の開発から生ずる新たな無形資産の持分をそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約がこれに該当する。</u></p>
<p>(費用分担契約の取扱い)</p> <p>3-16</p> <p><u>(1) 費用分担契約の当事者である法人及び国外関連者（以下「参加者」という。）が、当該費用分担契約に基づき共同活動を行う場合において、当該共同活動により当該参加者それぞれの事業において生ずると予測される収益の増加、費用の減少その他の便益（以下「予測便益」という。）に応じて、当該共同活動への貢献を分担して行うことは国外関連取引に該当する。この場合において、当該費用分担契約が次に掲げる事項の全てを満たすときは、当該費用分担契約は独立企業原則に即したものと取り扱い、当該国外関連取引について措置法第66条の4第1項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>イ 当該参加者の予測便益の額の合計額のうち占める当該参加者それぞれの予測便益の額の割合（以下「予測便益割合」という。）が適正に見積もられていること。</u></p> <p><u>ロ 当該参加者それぞれの当該共同活動への貢献の価値の額（以下「貢献価値額」という。）が、当該貢献が独立の事業者の間で通常の取引の条件に</u></p>	<p>(費用分担契約の取扱い)</p> <p>3-16</p> <p><u>法人が国外関連者との間で締結した費用分担契約に基づく費用の分担（費用分担額の調整を含む。）及び持分の取得は、国外関連取引に該当し、当該費用分担契約における当該法人の予測便益割合が、当該法人の適正な予測便益割合（3-17及び3-19による検討に基づき算定される割合をいう。）に比して過大であると認められるときは、当該法人が分担した費用の総額のうちその過大となった割合に対応する部分の金額は、独立企業間価格を超えるものとして損金の額に算入されないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 法人が分担した費用については、法人税に関する法令の規定に基づいて処理するのであるから、例えば、研究開発等の活動に要する費用のうち措置法第61条の4第4項（交際費等の損金不算入）に規定する交際費等がある場合には、適正な予測便益割合に基づき法人が分担した交際費等の額は、措置法通達61の4(1)-23(1)（交際費等の支出の方法）の定めに基づいて取り扱うこととなり、当該分担した交際費等の額を</u></p>

改正後	改正前
<p><u>従って行われるとした場合に当該貢献につき支払われるべき対価の額として最も適切な方法により算定される金額と一致していること。</u></p> <p><u>ハ 当該参加者の貢献価値額の合計額のうちを占める当該参加者それぞれの貢献価値額の割合（以下「貢献価値割合」という。）が予測便益割合に一致していること。</u></p> <p><u>(注) 1 貢献価値割合を予測便益割合と一致させるために参加者の間で支払われる金額（以下「調整的支払額」という。）については、当該調整的支払額を支払う者の貢献価値額を増加させ、当該調整的支払額を受け取る者の貢献価値額を減少させるものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>2 調整的支払額の支払いがあった場合には、当該調整的支払額がイを満たす予測便益割合とロを満たす貢献価値額を基礎として適正に算出されているか確認するとともに、3-21も参照の上検討することに留意する。</u></p> <p><u>(2) 法人の貢献価値割合が当該法人の予測便益割合と比較して過大であると認められる場合には、当該法人が費用分担契約に基づき国外関連者との間で行った国外関連取引につき、措置法第66条の4第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(3) 貢献価値割合の算定は、(1)ロに基づき計算した貢献価値額を基礎として算定するのであるが、参加者が費用分担契約に基づいて分担する共同活動への貢献において負担する費用の額と当該参加者の貢献価値額が大きく異なる場合には、当該費用の額を当該参加者の貢献価値額として取り扱うこととして差し支えない。例えば、当該貢献が3-11(1)に該当する役務提供である場合はこれに該当する。</u></p> <p><u>(注) 法人が分担した費用については、法人税に関する法令の規定に基づいて処理するのであるから、例えば、費用分担契約に基づいて分担する共</u></p>	<p><u>基に同条第1項の規定に基づく損金不算入額の計算を行うこととなることに留意する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>同活動への貢献において負担する費用のうちに措置法第 61 条の 4 第 4 項（交際費等の損金不算入）に規定する交際費等がある場合には、適正な予測便益割合に基づき法人が分担した交際費等の額は、措置法通達 61 の 4 (1)－23(1)（交際費等の支出の方法）の定めに準じて取り扱うこととなり、当該分担した交際費等の額を基に同条第 1 項の規定に基づく損金不算入額の計算を行うこととなることに留意する。</u></p>	
<p>（費用分担契約に関する留意事項）</p> <p>3-17 <u>費用分担契約に基づいて行われた国外関連取引について調査を行う場合には、措置法通達 66 の 4 (3)－3 に掲げる諸要素等に基づいて当該国外関連取引の内容等を的確に把握し、例えば次に掲げる点に留意の上、移転価格税制上の問題の有無を検討する。</u></p> <p>(1) <u>費用分担契約に係る共同活動の範囲、参加者が分担する共同活動への貢献その他の当該費用分担契約に係る契約書に定める内容と当該参加者の実際に遂行した業務その他の当該費用分担契約に係る事実が一致しているか。</u></p> <p>(2) <u>全ての参加者が、例えば費用分担契約に基づいて行われた共同活動を通じて開発された無形資産の持分から生ずる収益を享受することが合理的に見込まれるなど、予測便益を有しているか。</u></p> <p>(注) <u>参加者のうち予測便益を有していない者が、当該費用分担契約における共同活動への貢献を分担している場合には、当該貢献に対して独立企業原則に基づいた対価が支払われているか検討する必要があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>予測便益割合が次のイからハまで等に照らして、適正に算定されているか。</u></p> <p>イ <u>予測便益を直接的に見積もることが困難である場合において、予測便益の算定に当たり、参加者それぞれが享受する共同活動から生ずる</u></p>	<p>（費用分担契約に関する留意事項）</p> <p>3-17 <u>法人が国外関連者との間で費用分担契約を締結している場合には、次のような点に留意の上、法人の費用分担額等の適否を検討する。</u></p> <p>イ <u>研究開発等の活動の範囲が明確に定められているか。また、その内容が具体的かつ詳細に定められているか。</u></p> <p>ロ <u>研究開発等の活動から生ずる成果を自ら使用するなど、全ての参加者が直接的に便益を享受することが見込まれているか。</u></p> <p>ハ <u>各参加者が分担すべき費用の額は、研究開発等の活動に要した費用の合計額を、適正に見積もった予測便益割合に基づいて配分することにより、決定されているか。</u></p> <p>ニ <u>予測便益を直接的に見積もることが困難である場合、予測便益の算定に、各参加者が享受する研究開発等の活動から生ずる成果から得る</u></p>

改正後	改正前
<p>成果から得る便益の程度を推測するに足りる合理的な基準（売上高、売上総利益、営業利益、製造又は販売の数量等）が用いられているか。</p> <p>ロ 予測便益割合は、その算定の基礎となった基準の変動に応じて見直されているか。</p> <p>ハ 予測便益割合と実現便益割合（<u>共同活動から生じた成果によって参加者において増加した収益又は減少した費用（以下「実現便益」という。）の額の合計額のうち</u>に占める参加者<u>それぞれの実現便益の額の割合をいう。</u>）とが著しく乖離している場合に、参加者<u>それぞれ</u>の予測便益の見積りが適正であったかどうかについての検討が行われているか。</p> <p><u>（注）共同活動から生じた成果が特定無形資産（措置法第 66 条の 4 第 8 項に規定する特定無形資産をいう。以下同じ。）に該当するときは、同項の規定を踏まえ検討する。</u></p> <p><u>(4) 貢献価値割合が次のイ及びロ等に照らして、適正に算定されているか。</u></p> <p>イ <u>参加者それぞれの貢献価値額の算定において、役務の提供、研究開発及び有形資産又は無形資産の提供等、当該参加者それぞれが費用分担契約に係る共同活動への貢献として果たしたあらゆる機能等が適切に特定されているか。</u></p> <p>ロ <u>参加者それぞれの貢献価値割合は、費用分担契約に基づく共同活動に係る参加者それぞれの果たしたあらゆる機能等を総合的に勘案して適正に算定された貢献価値額を基に算定されているか。</u></p> <p><u>(5) 参加者それぞれの貢献価値割合は、当該参加者それぞれの予測便益割合と一致しているか。一致していない場合、調整的支払額が授受されているか。</u></p>	<p>便益の程度を推測するに足りる合理的な基準（売上高、売上総利益、営業利益、製造又は販売の数量等）が用いられているか。</p> <p>ホ 予測便益割合は、その算定の基礎となった基準の変動に応じて見直されているか。</p> <p>ヘ 予測便益割合と実現便益割合（<u>研究開発等の活動から生じた成果によって各参加者において増加した収益又は減少した費用（以下「実現便益」という。）の各参加者の実現便益の合計額に対する割合をいう。</u>）とが著しく乖離している場合に、各参加者の予測便益の見積りが適正であったかどうかについての検討が行われているか。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>ただし、一致していない要因が経済状況の変化等特別な理由に基づくものである場合には、検討した事業年度の前後の事業年度を含めるなど合理的期間を基に調整的支払額が授受されるべきか検討することが適切である場合があることに留意すること。</u></p> <p><u>(6) 費用分担契約について参加者の新規加入若しくは脱退があった場合又は費用分担契約の終了があった場合において、それまでの当該費用分担契約による共同活動を通じて形成された無形資産等があるときは、その加入若しくは脱退又は終了が生じた時点において当該無形資産等の価値を評価し、その加入又は脱退にあっては、これらにより生じた当該無形資産等に対する持分の変更に応じて、終了にあっては、その終了の時ににおけるそれぞれの持分に応じて、適正な対価の授受が行われているか。</u></p>	<p>ト 新規加入又は脱退があった場合、それまでの研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等がある場合には、その加入又は脱退が生じた時点で<u>その無形資産等の価値を評価し、その無形資産等に対する持分の適正な対価の授受が行われているか。</u></p>
<p>(費用分担契約における既存の無形資産の使用)</p> <p>3-18 <u>参加者が、費用分担契約における共同活動において当該参加者の保有する既存の無形資産（当該費用分担契約を通じて取得・開発された無形資産以外の無形資産をいう。以下同じ。）を使用している場合には、当該既存の無形資産を保有する参加者において、当該既存の無形資産の当該共同活動における使用による貢献を考慮して当該参加者の貢献価値額の計算が行われているか、又は当該貢献価値額に等しい当該既存の無形資産に係る独立企業間の使用料に相当する金額が収受されているかどうかを検討する必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) 法人が<u>費用分担契約に基づいて行われる共同活動</u>において自ら開発行為等を行っている場合や国外関連者の実現便益がその予測便益を著しく上回っているような場合には、<u>当該法人の保有する既存の無形資産が当該共同活動に使用されているかどうかを検討し、その使用があると認められた場合においては、本文の検討を行うとともに、当該既存の無形資産が特定無形資産に該当するときは措置法第 66 条の 4 第 8 項の規定の適</u></p>	<p>(費用分担契約における既存の無形資産の使用)</p> <p>3-18 参加者の保有する既存の無形資産（当該費用分担契約を通じて取得・開発された無形資産以外の無形資産をいう。以下同じ。）が<u>費用分担契約における研究開発等の活動で使用されている場合には、その無形資産が他の参加者に譲渡されたと認められる場合を除き、当該無形資産を保有する参加者において、その無形資産に係る独立企業間の使用料に相当する金額が収受されているか、あるいはこれを分担したもとして費用分担額の計算が行われているかについて検討する必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) 法人が<u>研究開発等の活動</u>において自ら開発行為等を行っている場合や国外関連者である<u>参加者</u>の実現便益がその予測便益を著しく上回っているような場合には、法人の保有する既存の無形資産が当該<u>研究開発等の活動</u>に使用されているかどうかを検討し、その使用があると認められた場合においては、本文の検討を行うことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>用を検討することに留意する。</p>	
<p>(費用分担契約に係る検討を行う書類)</p> <p>3-19 調査においては、3-4に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に基づいて行われた国外関連取引について調査を行う場合には、当該費用分担契約に係る契約書（当該費用分担契約に基づいて行われた共同活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。）のほか、主として次に掲げる書類（帳簿その他の資料を含む。）の作成又は提示を求め、移転価格税制上の問題の有無を検討する。</p> <p>(1) 費用分担契約の締結に当たって作成された書類</p> <p>イ 参加者の名称、所在地、資本関係及び事業内容等を記載した書類</p> <p>ロ 参加者が契約締結に至るまでの交渉・協議の経緯を記載した書類</p> <p>ハ 共同活動を行う期間を記載した書類</p> <p>ニ 共同活動の範囲、内容及び進捗管理方法を記載した書類</p> <p>ホ 参加者それぞれの共同活動への貢献の形態及び貢献価値額の算定方法並びに貢献価値割合の算定に関する細目を記載した書類（貢献価値割合として当該共同活動に要する費用の割合を用いることができる場合には、当該費用の割合の算定に関する細目及び当該費用の割合を用いることとした理由を記載した書類）</p> <p>ヘ 共同活動において使用される無形資産又は有形資産の形成等に関する参加者それぞれの役割及び管理方法を記載した書類</p> <p>ト 予測便益割合の算定方法及びそれを用いることとした理由を記載した書類</p> <p>チ 共同活動から生ずる成果物の用途を記載した書類</p> <p>リ 予測便益割合と実現便益割合とが乖離した場合における貢献価値額の調整に関する細目を記載した書類</p>	<p>(費用分担契約に係る検討を行う書類)</p> <p>3-19 調査においては、3-4に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書（研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。）のほか、主として次に掲げる書類（帳簿その他の資料を含む。）の提示を求め、移転価格税制上の問題があるかどうかを検討する。</p> <p>(1) 費用分担契約の締結に当たって作成された書類</p> <p>イ 参加者の名称、所在地、資本関係及び事業内容等を記載した書類</p> <p>ロ 参加者が契約締結に至るまでの交渉・協議の経緯を記載した書類</p> <p>ハ 予測便益割合の算定方法及びそれを用いることとした理由を記載した書類</p> <p>ニ 費用分担額及び予測便益の算定に用いる会計基準を記載した書類</p> <p>ホ 予測便益割合と実現便益割合とが乖離した場合における費用分担額の調整に関する細目を記載した書類</p> <p>ヘ 新規加入又は脱退があった場合の無形資産等の価値の算定に関する</p>

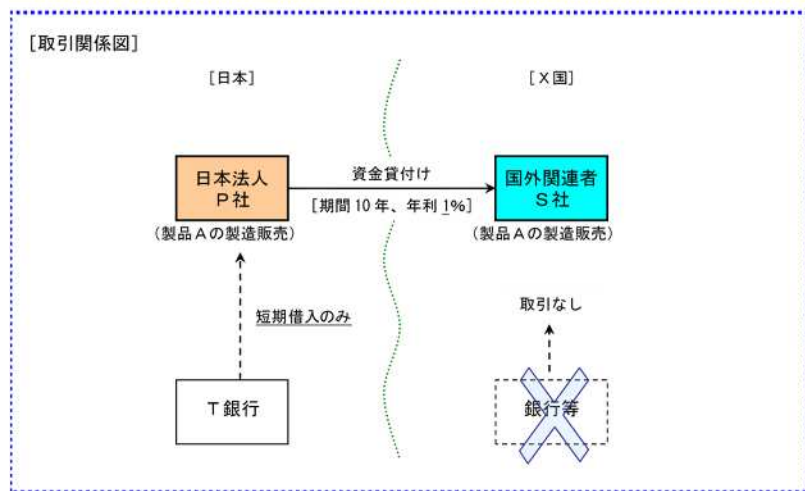
改正後	改正前
<p>又 <u>契約条件の変更及び費用分担契約の改定又は終了に関する細目</u></p> <p>(2) 費用分担契約締結後の期間において作成された書類</p> <p>イ 参加者の<u>貢献価値額の合計額及びその内訳並びに参加者それぞれの貢献価値額及びその計算過程</u>を記載した書類</p> <p>ロ <u>予測便益割合と実現便益割合とが乖離している場合における乖離の細目</u>を記載した書類</p> <p>ハ <u>参加者の新規加入若しくは脱退又は費用分担契約の終了があった場合における参加者の異動状況の細目及び事情</u>を記載した書類（当該参加者の共同活動を通じてそれまでに形成された無形資産等があるときは、当該無形資産等の価値の算定に関する細目及び無形資産等に対する持分の細目を記載した書類を含む。）</p> <p>ニ <u>共同活動を通じて形成された無形資産等に対する参加者それぞれの持分の異動状況（当該共同活動を通じて形成された無形資産等の価値の算定方法を含む。）</u>を記載した書類</p> <p>ホ <u>契約条件の変更及び費用分担契約の改定又は終了の結果</u>を記載した書類</p> <p>(3) その他の書類</p> <p>イ 既存の無形資産を<u>共同活動</u>に使用した場合における当該既存の無形資産の内容及び使用料に相当する金額の算定に関する細目を記載した書類</p> <p>ロ <u>共同活動に係る者又は当該共同活動から生ずる成果を利用することが予定されている者で、費用分担契約に参加しない者の名称、所在地等</u>を記載した書類</p>	<p><u>細目を記載した書類</u></p> <p>ト <u>契約条件の変更並びに費用分担契約の改定又は終了に関する細目を記載した書類</u></p> <p>(2) 費用分担契約締結後の期間において作成された書類</p> <p>イ 各参加者が研究開発等の活動のために要した費用の総額及びその内訳並びに各参加者の<u>費用分担額</u>及びその計算過程を記載した書類</p> <p>ロ <u>研究開発等の活動に関する予測便益割合と実現便益割合との乖離の程度</u>を記載した書類</p> <p>ハ <u>研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等に対する各参加者の持分の異動状況（研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等の価値の算定方法を含む。）</u>を記載した書類</p> <p>ニ <u>新規加入又は脱退があった場合の事情の詳細</u>を記載した書類</p> <p>(3) その他の書類</p> <p>イ 既存の無形資産を<u>研究開発等の活動</u>に使用した場合における当該既存の無形資産の内容及び使用料に相当する金額の算定に関する細目を記載した書類</p> <p>ロ <u>研究開発等の活動から生ずる成果を利用することが予定されている者で、費用分担契約に参加しない者の名称、所在地等</u>を記載した書類</p>

改正後	改正前
<p>(過大支払利子税制との関係)</p> <p>3-26 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第 66 条の 5 の 2 (対象純支払利子等に係る課税の特例) の規定を適用する場合には、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 措置法施行令第 39 条の 13 の 2 第 29 項 (対象純支払利子等に係る課税の特例) に規定する「調整損失金額」の算定において、国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなして計算した場合に算出される損失の金額を基礎とすること。</p>	<p>(過大支払利子税制との関係)</p> <p>3-26 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第 66 条の 5 の 2 (対象純支払利子等に係る課税の特例) の規定を適用する場合には、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 措置法施行令第 39 条の 13 の 2 第 26 項 (対象純支払利子等に係る課税の特例) に規定する「調整損失金額」の算定において、国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなして計算した場合に算出される損失の金額を基礎とすること。</p>
<p>第 4 章 独立企業間価格の算定等における留意点</p>	<p>第 4 章 独立企業間価格の算定等における留意点</p>
<p>(最も適切な方法の選定に関する検討)</p> <p>4-1 最も適切な方法の選定のための検討を行う場合には、措置法通達 66 の 4 (3)-3 に掲げる諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、措置法通達 66 の 4 (2)-1 (1) から (4) までに掲げる点等を勘案して当該国外関連取引に係る比較対象取引の有無等を検討することに留意する。</p>	<p>(最も適切な方法の選定に関する検討)</p> <p>4-1 最も適切な方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する最も適切な方法をいう。以下同じ。) の選定のための検討を行う場合には、措置法通達 66 の 4 (3)-3 (比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等) に掲げる諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、措置法通達 66 の 4 (2)-1 (1) から (4) までに掲げる点等を勘案して当該国外関連取引に係る比較対象取引の有無等を検討することに留意する。</p>
<p>(特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置を適用する場合の留意事項)</p> <p>4-15 措置法第 66 条の 4 第 8 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 国外関連取引に係る無形資産が、例えば、当該国外関連取引が行われた時において、次の特徴を有しているなど、当該国外関連取引が同項の規定の適用対象となる可能性がある場合には、当該無形資産が特定無形資産に該当するかどうかを十分に検討する。</p> <p>イ～ニ (省略)</p>	<p>(特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置を適用する場合の留意事項)</p> <p>4-15 措置法第 66 条の 4 第 8 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 国外関連取引に係る無形資産が、例えば、当該国外関連取引が行われた時において、次の特徴を有しているなど、当該国外関連取引が同項の規定の適用対象となる可能性がある場合には、当該無形資産が特定無形資産 (同項に規定する特定無形資産をいう。以下同じ。) に該当するかどうかを十分に検討する。</p> <p>イ～ニ (同 左)</p>

改正後	改正前
(2)・(3) (省略)	(2)・(3) (同左)
<p><u>(経過的处理・・・金融取引及び費用分担契約に係る改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>令和4年6月10日付査調12-100ほか3課共同「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)によるこの事務運営指針の取扱いの改正及びこの改正に伴う別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、法人の令和4年7月1日以後に開始する事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査については、なお従前の例による。</u></p>	
別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集	別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集
<p>第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例</p> <p>【事例4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合)</p> <p>《ポイント》</p> <p>独立企業間価格の算定に当たり独立価格比準法に準ずる方法(又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法)が最も適切な方法と認められる事例(前提条件1は棚卸資産の売買取引の場合、前提条件2は金銭の貸借取引の場合、<u>前提条件3は債務の保証の場合</u>)</p> <p>《前提条件1：棚卸資産の売買取引の場合》(省略)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》(省略)</p> <p>《解説》(省略)</p>	<p>第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例</p> <p>【事例4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合)</p> <p>《ポイント》</p> <p>独立企業間価格の算定に当たり独立価格比準法に準ずる方法(又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法)が最も適切な方法と認められる事例(前提条件1は棚卸資産の売買取引の場合、前提条件2は金銭の貸借取引の場合)</p> <p>《前提条件1：棚卸資産の売買取引の場合》(同左)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》(同左)</p> <p>《解説》(同左)</p>

改正後

《前提条件2：金銭の貸借取引の場合》



(法人及び国外関連者の事業概況等)

.....

(国外関連取引の概要等)

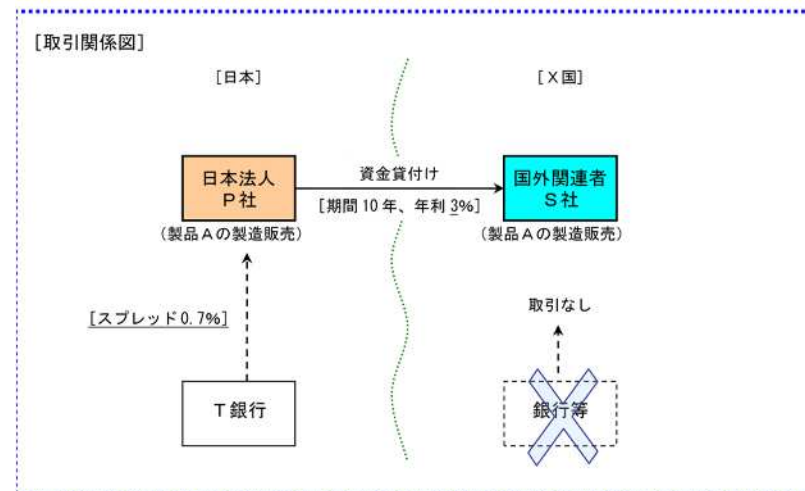
P社は、S社の製造ライン増設に必要な設備投資資金について、期間10年、年利1%（固定金利、単利）、利払いは年1回の条件で、X国通貨建てによりS社に貸付けを行った。当該貸付けは、全てP社の自己資金を原資としており、P社がX国通貨に換算の上、S社に送金したものである。

(法人及び国外関連者の資金調達実績等)

P社及びS社は金融機関以外の非関係者との間で金銭貸借取引を行ったことはない。また、S社はこれまでに銀行等からの借入れがないが、P社は、主取引銀行であるT銀行から運転資金を融通する目的で期間1年以内の短期借入れのみ行っている。

改正前

《前提条件2：金銭の貸借取引の場合》



(法人及び国外関連者の事業概況等)

.....

(国外関連取引の概要等)

P社は、7年前にS社の製造ライン増設に必要な設備投資資金について、P社の手持資金を原資として期間10年、年利3%の条件で、X国通貨建てによりS社に貸付けを行った。

(法人及び国外関連者の資金調達実績等)

P社及びS社とも、金融機関以外の非関係者との間で金銭貸借取引を行ったことはない。また、S社はこれまでに銀行等からの借入れがなく、S社に係るスプレッド情報を得られる見込みはない。

一方、P社は、過去に主取引銀行であるT銀行から長期借入れを行ったことがあり、P社がS社に貸付けを行った条件と同様の条件でT銀行から借り入れた場合のスプレッド（注1）については、0.7%との回答が同行から得られて

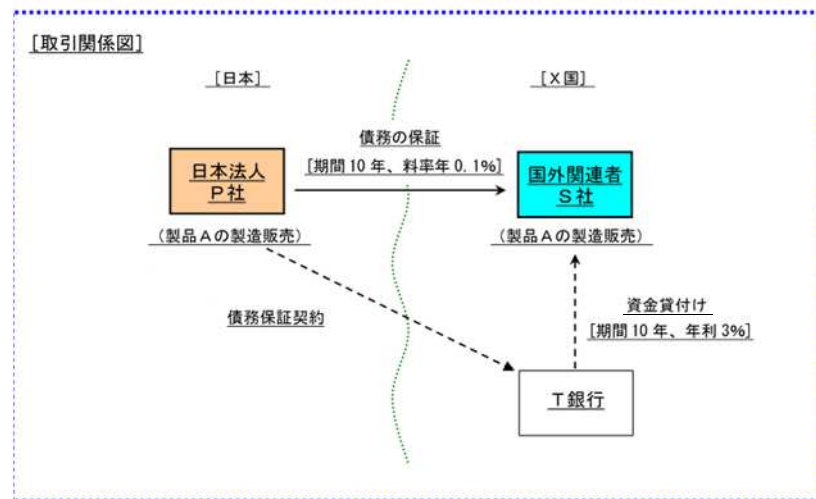
改正後	改正前
<p><u>(法人及び国外関連者の信用リスク等)</u></p> <p><u>外部信用格付機関が公開している情報によると、P社の信用格付はA、S社の信用格付はBとされている。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>(比較可能性分析に基づく検討)</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、<u>同66の4(8)-5、事務運営指針3-7</u>等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外関連取引の内容は、P社とS社との間の金銭の貸借取引であることから、検証対象の当事者として両者のうちどちらを採用しても適切と認められる。 ・ <u>公開データベースより、国外関連取引と同時期にX国に所在する信用格付Bの法人が、国外関連取引と同様の条件で借り入れる金銭の貸借取引に係る情報が複数把握された。これらの金銭の貸借取引の利率の平均は3%であっ</u> 	<p><u>いる。</u></p> <p><u>また、金融情報提供会社の情報によると、貸付日における期間10年のX国通貨に係る金利スワップのスワップレート(注2)は5%となっている。</u></p> <p><u>(注1)スプレッドとは、金融機関等が得るべき利益に相当する金利であり、金融機関等の事務経費に相当する部分や借手の信用リスクに相当する部分を含む。</u></p> <p><u>(注2)金利スワップにおけるスワップレートとは、国際金融市場において示された、短期金利と交換可能な長期金利の水準を示すものである。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>(比較可能性分析に基づく検討)</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、<u>事務運営指針4-1</u>等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外関連取引の内容は、P社とS社との間の金銭の貸借取引であることから、検証対象の当事者として両者のうちどちらを採用しても適切と認められる。 ・ <u>収集できる範囲の情報からは、独立価格比準法と同等の方法及びP社を検証対象の当事者とする原価比準法と同等の方法を適用する上での比較対象取引の候補を見いだすことができない。</u>

改正後	改正前
<p>た。</p> <p><u>なお、T銀行に照会したところ、国外関連取引と同様の条件でS社が当該取引銀行から借り入れた場合に付されるであろう利率及びスプレッド(注)に関する情報が得られたが、当該利率及びスプレッドは融資の審査・承認を経て実際の取引において適用されたものではなく見積り上の指標であった。したがって、現実の取引に依拠した客観的な指標ではない当該利率及びスプレッドを比較対象取引として用いる方法は適切ではない。</u></p> <p><u>(注) スプレッドとは、一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。）をいい、当該一方の者が当該信用リスクを引き受ける場合の管理費用その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分を含む。</u></p> <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>上記の検討結果から、本事例では、<u>S社と同程度の信用力であるBの信用格付を有する法人が借り入れた金銭の貸借取引の利率の平均を基に独立企業間価格を算定する独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定することが妥当と認められる。</u></p> <p>これによると、P社とS社との間の金銭貸借取引に係る独立企業間の利率は<u>3%となる。</u></p> <p>《解説》</p> <p>1</p> <p>2 <u>国外関連取引との比較可能性が同等の比較対象取引が複数ある場合において、それらの取引に係る価格又は利益率等の平均値を用いて基本三法に準ずる方法（又は基本三法に準ずる方法と同等の方法）により独立企業間価格を算定することができる（基本三法に準ずる方法については、【事例1】解説参照。）。</u></p>	<p>・ <u>S社が同様の条件で銀行等から借り入れた場合に付されるであろう利率に関する情報が得られないため、事務運営指針 3-8(1)に掲げる利率を用いる方法は適用できない。</u></p> <p>・ <u>P社には銀行借入れの実績があり、P社の取引銀行からP社に係るスプレッド情報が得られることから、これを基に事務運営指針 3-8(2)に掲げる利率を用いる方法を適用することができる。</u></p> <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>上記の検討結果から、本事例では、<u>事務運営指針 3-8(2)に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。</u></p> <p>これによると、P社とS社との間の金銭貸借取引に係る独立企業間の利率は、<u>5.7%となる（スワップレート5%+スプレッド0.7%）。</u></p> <p>《解説》</p> <p>1</p> <p>2 <u>国外関連取引と比較可能な非関連者間取引が見いだせない場合であっても、市場価格等の客観的かつ現実的な指標（例えば、本事例における市場金利）が入手可能なときは、そのような取引を比較対象取引として基本三法に準ずる方法（又は基本三法に準ずる方法と同等の方法）により独立企業間価格を算定することができる（基本三法に準ずる方法については、【事例1】</u></p>

改正後	改正前
<p>3 取引の当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標（以下「信用格付等」という。）を用いることができる（事務運営指針3-8(2)）。</p> <p>検討の対象となる信用力は原則として借手の信用格付等を用いることになるが、例えば、国外関連取引における借手が、企業グループの主力事業と顧客基盤に密接に関わっており、企業グループの収益の面で大きな位置を占めていることによって企業グループにおける重要度において貸手と同程度である等当該借手と貸手の信用力が大きく異ならないと認められるような場合には、当該貸手の信用格付等を用いて独立企業間価格を算定することができる<u>ときがある。</u></p> <p>また、国外関連取引における借手が、外部信用格付機関の信用格付を得ていない場合であっても、公開の財務ツール等から当該国外関連取引における借手と同様の信用力を有する企業に付されるであろう信用格付を算定できる場合には、当該信用格付を用いて独立企業間価格を算定することができる<u>ときがある。</u></p>	<p>解説参照。)</p> <p>3 金銭の貸付け等を業としない法人の金銭貸借取引については、例えば、次の図に掲げる方法の適用について検討することとなる。</p> <div data-bbox="1218 379 1973 1102" style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p>[図]</p> <p>(基本三法と同等の方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p>独立価格比準法と同等の方法 又は 原価基準法と同等の方法</p> </div> <p style="text-align: right;">⇒ 実際の取引金利を使用</p> <p>(基本三法に準ずる方法と同等の方法)</p> <p>① 事務運営指針3-8(1)の利率による方法： (借手の銀行調達利率による方法) ⇒ 市場金利を使用</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 事務運営指針3-8(2)の利率による方法： (貸手の銀行調達利率による方法) ⇒ 市場金利を使用</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 事務運営指針3-8(3)の利率による方法： (国債等の運用利率による方法) ⇒ 市場金利を使用</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記の基本三法に準ずる方法と同等の方法（独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法）は、金銭の貸付け等を業としない独立の事業者の間で成立するであろう利率として想定される市場金利を用いる方法であり、①、②及び③の順に独立企業原則に即した結果が得られることとなる。</u> ・ <u>金銭の貸付けが、手持資金によるものか、借入資金によるものかの違いによる取扱いの差はない。</u> ・ <u>同一通貨の同一条件による金融取引である場合には、各金融市場にお</u>

改正後	改正前
<p>4. <u>国外関連取引の借手及び貸手が非関連者で行う内部の比較対象取引が見いだせない場合でも公開データベース等から外部の比較対象取引が把握できる場合がある。また、金銭の貸借取引に係る比較対象取引が把握できない場合には、当該借手又は貸手と業種、規模及び信用格付等が類似する法人が発行する社債の利回り等を用いて独立企業間価格を算定することができる時がある。</u></p> <p>5. <u>金銭の貸借取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標（以下「市場金利等」という。）で国外関連取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にあるものにより比較対象取引を想定することができるときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる（事務運営指針3-8(1)）。</u></p> <p><u>例えば、公開されている銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他スプレッドが零の、又は概ね零に近い市場金利等（リスクフリー利率）にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いる方法が挙げられる（事務運営指針3-8(4)）。</u></p> <p><u>なお、非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われる取引に依拠しない指標は、市場金利等には該当しない（事務運営指針3-8(5)）。</u></p>	<p><u>る金利水準は、ほぼ同一と考えられることから、基本的に市場の違いによる差異を考慮する必要はない。</u></p>

《前提条件3：債務の保証の場合》



(法人及び国外関連者の事業概況等)

日本法人P社は、製品Aの製造販売会社である。X国法人S社は、製品Aの製造販売を行うP社の子会社である。P社はS社の製造ライン増設に必要な設備投資資金のために、非関連者であるT銀行との間で、S社が債務不履行に陥った場合にP社がS社の債務を全て履行する契約（債務保証契約）を結び、S社はT銀行から期間10年、年利3%（固定金利、単利）、利払いは年1回の条件で、X国通貨建てにより借入れを行っている。また、T銀行からの借入金額はP社の債務保証がない場合においてもS社が単独で借入可能な金額である。

(国外関連取引の概要等)

P社がS社の債務の保証を引き受けることにより、S社はP社と同等の信用力による借入が可能となっている。

当該債務の保証の引き受けの対価として、P社はS社から期間10年、年1回の支払い条件で、S社のT銀行からの借入残高に対し保証料率0.1%を乗じた

(新設)

改正後	改正前
<p><u>金額を保証料として受け取ることとしている。</u></p> <p><u>(法人及び国外関連者の信用リスク等)</u></p> <p><u>外部信用格付機関が公開している情報によると、P社の信用格付は継続的にA+であり、S社の信用格付はAである。なお、このS社の信用格付は、同社がP社のグループに属している事実が考慮されたものであり、この事実がなかったとした場合のS社の単独の信用格付はBである。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p><u>(比較可能性分析に基づく検討)</u></p> <p><u>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、事務運営指針3-7等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国外関連取引の内容は、P社がS社のT銀行からの借入に係る債務について保証を引き受け、その引受けの対価として保証料をS社から受け取る取引であることから、検証対象の当事者としてP社又はS社のうちどちらを採用しても適切と認められる。</u> ・ <u>公開データベースより、国外関連取引と同時期にX国に所在する信用格付Bの法人が金融機関と行う借入期間10年、利払い年1回及びX国通貨建ての条件による金銭の貸借取引に係る利率は6%であり、信用格付Aの法人が同様の状況の下で借入れた場合に付される利率は4%であることが確認できる。また、S社がT銀行に支払う利率は、P社の信用格付と同等のA+の信用格付を有する法人がS社と同様の状況の下で借入れた場合に付される利率3%であることが確認できることから、P社による保証の引受けによりS社のT銀行からの借入に係る条件が改善されていることも判明している。</u> ・ <u>公開財務ツールより、P社が保証の対象であるS社の債務の不履行が生ずる場合に負担するべき損失の額（デフォルト確率を勘案した期待損失の額）</u> 	

改正後	改正前
<p><u>の当該債務の額に対する割合（以下「S社の期待損失率」という。）を計算したところ、0.5%であった。</u></p> <p><u>(独立企業間価格の算定方法の選定)</u></p> <p><u>上記の検討結果から、本事例では、P社が引き受けた債務の保証を背景としたS社の信用力の改善の事実を踏まえて、当該信用力の改善がある場合とないとした場合の借入に係る利率の差をもって比較対象取引を想定するに当たって勘案する事項とすることができることから、X国に所在するA+の信用格付を有する法人がS社と同様の状況の下で借り入れた場合に付される利率3%とX国に所在する信用格付がAである法人が同様の状況の下で借り入れた場合に付される利率4%を基にこれらの利率の差（いわゆる信用力に応じたスプレッドの差）及びS社の期待損失率0.5%を勘案して想定した取引を比較対象取引として用いて独立企業間価格を算定する独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定することが妥当と認められる。</u></p> <p><u>これによると、P社とS社との間の金銭の貸借取引に係る独立企業間の保証料率は0.75%（上記スプレッドの差1%及び期待損失率0.5%の平均値）となる。</u></p> <p>《解説》</p> <p><u>1. 独立企業間価格の算定方法の選定及び比較可能性分析を行う場合に留意すべき点等については、【事例1】解説参照。</u></p> <p><u>2. 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等について調査を行う場合には、当該債務保証等の対象である債務の性質及び範囲並びに当該債務保証等が当該法人又は当該国外関連者に与える影響に配慮することとされている（事務運営指針3-7(2)）。</u></p> <p><u>本事例では、債務の保証を行った法人が、主たる債務者である国外関連者</u> <u>がその債務を履行しない場合に国外関連者に代わってその履行をする法的な</u> <u>責任を負うことを銀行との債務保証契約により明示している。また、法人が</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>国外関連者の債務の保証を引き受けていることにより国外関連者の信用力が増し、国外関連者が借入先である銀行に対して支払う利息の利率が、当該保証がなかったとした場合よりも低くなっているなど、当該債務の保証により、法人又は国外関連者に影響が生じていることが認められ、当該債務の保証の対価について移転価格税制上の問題の有無を検討する必要がある。</u></p> <p>3 <u>また、国外関連者が法人のグループに属していることにより、国外関連者が単独で借り入れる場合よりも低利で借り入れることが可能となっていることも明らかになっている。このような便益については法人及び国外関連者の受動的な関係のみから得られた付随的な便益に起因するものであり、法人又は国外関連者において機能の遂行を伴わない限り対価が発生するものではないため、法人及び国外関連者の間で配分を行う必要はない（事務運営指針3-8(2)(注)1)。</u></p> <p><u>本事例において国外関連者の信用力の比較可能性を判断する場合には、国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付（信用格付B）を基に判断するのではなく、上記の付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付（信用格付A）を基に判断することとなる（事務運営指針3-8(2)(注)2)。</u></p> <p>4 <u>本事例は、債務の保証に係る取引の比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合の事例であるが、当該債務の保証に係る取引と比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にある金銭の貸借取引の利率で当該債務の保証が行われないとした場合と行われた場合のそれぞれの場合の信用力に応じた利率の差及び債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に当該債務保証等を行った者が負担するべき損失の額の当該債務の額に対する割合（いわゆるデフォルト確率にデフォルトが生じた場合の損失率を乗じた値：期待損失率）を勘案して、これらの値の平均値を用いる方法により、当該債務の保証に係る取引の比較対象取引を想定することができる</u></p>	

改正後	改正前
<p>ため、当該方法を最も適切な方法として選定している。</p> <p><u>債務保証等に係る比較対象取引を想定するに当たって勘案する事項として、上記の方法のほか、一方の者が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた第三者の信用状態に係る事由が生じた場合に、他方の者が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引に係るスプレッド（いわゆるクレジット・デフォルト・スワップに係るスプレッド）もあるため、個々の国外関連取引について情報の入手可能性を勘案し、合理的に算定することに留意する（事務運営指針 3 - 8(6)）。</u></p> <p><u>5 債務の保証を含め、信用を補完する行為には様々な種類が存在する。債務者にとってどのような経済的又は商業的価値を有しているのか、信用補完を与える者と信用補完を受ける債務者それぞれにおいて生ずる影響を的確に把握して移転価格上の問題の有無を検討する必要がある。必要に応じて事務運営指針 3 - 10 及び 3 - 11 の取扱いも踏まえて検討を行うことに留意する（事務運営指針 3 - 7(3)）。</u></p>	

【事例7】（寄与度利益分割法を用いる場合）

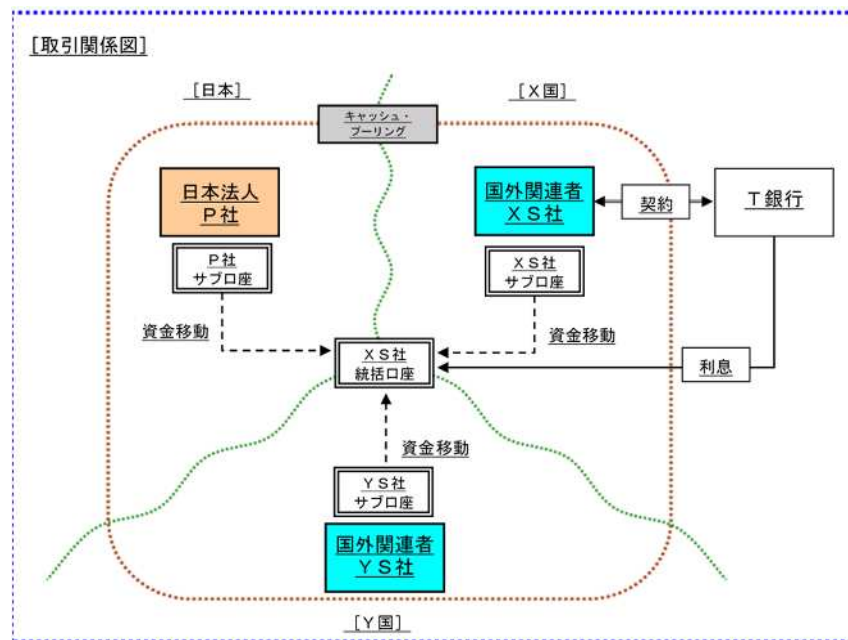
《ポイント》（省略）

《前提条件1》（省略）

《前提条件2》（省略）

《前提条件3》（省略）

《前提条件4：キャッシュ・プーリング》



（法人及び国外関連者の事業概況等）

日本法人P社は、製品Aの製造販売会社である。X国法人XS社は、P社グループ内の資金管理を行うP社の子会社であり、Y国法人YS社は、製品Aの製造販売を行うP社の子会社である。P社グループは資金管理の効率化を目的として、XS社をプール・リーダーとする資金プーリング契約をP社、XS社及びYS社で締結した。

【事例7】（寄与度利益分割法を用いる場合）

《ポイント》（同左）

《前提条件1》（同左）

《前提条件2》（同左）

《前提条件3》（同左）

（新設）

改正後	改正前
<p><u>(グループ内資金プーリング契約について)</u></p> <p><u>X S社はプール・リーダーとして非関連者であるT銀行との間でグループ内資金プーリング契約を締結することによりX S社統括口座、P社、X S社及びY S社それぞれのサブ口座を開設した。</u></p> <p><u>P社、X S社及びY S社のサブ口座について、残高がプラスの場合には資金がX S社統括口座に集められ、残高がマイナスの場合にはX S社統括口座から資金の送金を受ける。このように、各サブ口座とX S社統括口座との間の資金移動を行うことを通じて、各サブ口座の残高が定期的にゼロとなるように調整することとされている。X S社統括口座に集中した資金はサブ口座を通じてP社、X S社及びY S社において入出金が可能である。</u></p> <p><u>T銀行は上記グループ内資金プーリング契約に基づき口座管理を行っており、リアルタイムで資金移動の状況をX S社に対し通知している。また、T銀行はX S社統括口座にプールされた残高に応じて、預金利息(年利1.0%)をX S社に対し支払っているが、X S社は当該利息をP社及びY S社に配分していない。</u></p> <p><u>X S社は、T銀行からの通知を受けて、資金移動のたびにグループ内で生じる資金の貸借を記帳する等の役務提供を行っている。X S社は、この役務提供の対価として、当該預金利息の中から取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法により当該役務提供の総原価に5%のマークアップを加算して算定した金額の配分を受けている。</u></p> <p><u>(グループ内資金プーリング契約の効果)</u></p> <p><u>上記グループ内資金プーリング契約により、P社、X S社及びY S社がそれぞれの取引銀行に預金する場合よりも良い条件で、T銀行から預金利息を受領している(各社ともそれぞれの銀行に預金する場合の利息は年利0.5%)。</u></p> <p><u>《移転価格税制上の取扱い》</u></p> <p><u>(比較可能性分析に基づく検討)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、事務運営指針3-7等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ P社、XS社及びYS社が結んだグループ内資金プーリング契約は、グループ全体での資金管理の効率化を目的として3社で締結したものであり、3社が契約に従って意図的に協調行動を行ったことにより、銀行から受け取る預金利息が増加していることから、相互作用による共通便益が生じているものと認められる。</u> <u>・ XS社の行う記帳等の役務提供の対価については、独立企業間価格と認められる。</u> <u>・ 本事例における預金利息の増加のようなキャッシュ・プーリング契約に係る取引を行うことにより得られる利益を非関連者との間で配分するようなケースはなく、国外関連取引の当事者のいずれか一方のみを検証対象とすることは適切ではないと認められる。</u> <u>・ また、現実に、収集できる範囲の情報からは、独立価格比準法と同等の方法、再販売価格基準法と同等の方法、原価基準法と同等の方法及び取引単位営業利益法と同等の方法を適用する上での比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法を適用する上で、独立企業間価格を算定するための前提となる事項について検証可能で合理的な情報を入手することができない。</u> <u>・ 本事例の国外関連取引において、比較利益分割法と同等の方法を適用する上での比較対象取引の候補を見いだすことができない。</u> <p><u>(独立企業間価格の算定方法の選定)</u></p> <p><u>本事例においては、グループ内資金プーリング契約に基づきP社、XS社及びYS社間で行われる資金移動により残高が集中したXS社統括口座に対し、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>T銀行から支払われた預金利息のうちXS社の行う記帳等の役務提供の対価に相当する部分を除いた金額を、資金移動が行われる前のP社、XS社及びYS社の口座残高に応じて配分する寄与度利益分割法と同等の方法又は残余利益分割法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な算定方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。</u></p> <p>《解説》</p> <p><u>1 独立企業間価格の算定方法の選定及び比較可能性分析を行う場合に留意すべき点等については、【事例1】解説参照。</u></p> <p><u>2 基本三法に準ずる方法（基本三法に準ずる方法と同等の方法を含む。）に関しては、【事例1】解説参照。</u></p> <p><u>3 キャッシュ・プーリング契約に係る取引について調査を行う場合、資金移動される残高に関する事実及び状況に限らず、より広くプーリング契約全体の条件も考慮することに留意する。本事例の記帳等の役務提供のように金融取引に関連して行われる財務上の活動の取扱いについては、【事例26】解説参照（事務運営指針3-7(3)）。</u></p> <p><u>4 キャッシュ・プーリング契約に係る取引については、通常、法人及び国外関連者の意図的な協調的行動を通して生み出されるグループシナジーの結果、貯蓄増加と資金の効率性の向上等の効果が生じる。調査においては個々の事案において意図的な協調的行動の結果としてどのような効果が生じているかを検討し、当該効果の性質、利益又は損害を受ける金額及び当該利益又は損失の配分方法を検討する必要がある（事務運営指針3-8(7)）。</u></p>	